

○江戸川区角野栄子児童文学館条例

令和四年三月三十日条例第六号

江戸川区角野栄子児童文学館条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区角野栄子児童文学館（以下「児童文学館」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 江戸川区民が文学に関する知識を深める機会を創出するとともに、江戸川区にゆかりのある児童文学作家である角野栄子氏の功績及び世界観を江戸川区の誇る文化として継承し、児童文学の素晴らしさを発信するため、児童文学館を次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区角野栄子児童文学館	江戸川区南葛西七丁目三番一号

(事業)

第三条 児童文学館は、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 角野栄子氏の作品その他児童文学に関する原稿、図書等（以下「資料等」という。）の収集、保管及び展示並びに児童文学に係る情報の発信に関すること。
- 二 学校、図書館その他関係機関との連携に関すること。
- 三 児童文学館の利用に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

(利用の制限)

第四条 第十三条の規定により区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）は、児童文学館の利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限し、又は停止することができる。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他管理上支障があると認めるとき。

(利用承認)

第五条 児童文学館に入館をしようとする者（児童文学館で展示されている資料等を観覧しようとする者に限る。）又は施設の貸切利用をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければな

らない。

2 指定管理者は、前項の貸切利用について、当該利用日時が児童文学館の休館日又は開館時間外である場合に限り、施設の貸切利用を承認することができる。

3 指定管理者は、第一項の入館及び施設の貸切利用（以下「利用等」という。）の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

（利用等の不承認）

第六条 指定管理者は、児童文学館の利用等について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等を承認しない。

一 児童文学館における秩序を乱し、又は公益を害する等のおそれがあると認められるとき。

二 児童文学館の施設、付帯設備及び資料等を毀損するおそれがあると認められるとき。

三 その他児童文学館の管理上支障があると認められるとき。

（特別の設備等の使用）

第七条 貸切利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設の貸切利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し等）

第八条 指定管理者は、児童文学館の利用等について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用等の承認を取り消し、又は利用等を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく江戸川区規則（以下「規則」という。）その他の規程に違反したとき。

二 利用等の目的に反し、又は利用等の条件に違反したとき。

三 災害その他の事故により利用等ができなくなったとき。

四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

（原状回復の義務）

第九条 利用者は、貸切利用が終わったとき、又は貸切利用を停止され、若しくは貸切利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用権の譲渡等の禁止）

第十条 入館の承認を受けた者及び利用者（以下「入館者等」という。）は、利用等の権利を譲渡

し、又は転貸してはならない。

(損害賠償の義務)

第十一条 入館者等は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減免し、又は免除することができる。

(開館時間等)

第十二条 児童文学館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、利用者は、貸切利用の承認を得た範囲内に限り、休館日又は開館時間外において児童文学館を利用することができる。

(児童文学館の管理)

第十三条 児童文学館の管理は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定する者に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第十四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第三条に規定する事業の実施に関すること。
- 二 利用等の承認、利用等の取消しその他児童文学館の運営に関すること。
- 三 施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む。）に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者の指定等)

第十五条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、児童文学館の設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定その他指定のために必要な準備及び児童文学館の利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。